【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年６月30日
【会社名】	イー・キャッシュ株式会社
【英訳名】	ecash corporation （注）平成26年６月27日開催の第24回定時株主総会の決議により、平成26年７月１日から会社名を下記のとおり変更する予定であります。 新商号：パス株式会社（英文表記：PATH corporation）
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ＣＥＯ　柴田　励司
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区南平台町17番６号 （注）平成26年７月７日から本店は下記に移転する予定であります。 本店の所在の場所：東京都港区虎ノ門五丁目１番５号 電話番号：03（6823）6011
【電話番号】	03（6823）6011（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長　村尾　正和
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区南平台町17番６号
【電話番号】	03（6823）6011（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長　村尾　正和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成26年６月27日開催の第24回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年６月27日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決された。

当会社の商号については、平成26年７月１日をもって、イー・キャッシュ株式会社（英文ではecash corporation）から、パス株式会社（英文ではPATH corporation）への変更、並び、同日付で本店所在地を東京都渋谷区より東京都港区へ変更を行う。

また、本定時株主総会終結の時をもって、当社発行可能株式総数については、26,000,000株から33,000,000株に変更することから、現行定款第２条（目的）に事業目的の追加等、株主総会の招集権者及び議長を「取締役社長」から「予め取締役会が定める代表取締役」に変更することから、現行定款第13条（招集権者及び議長）を変更、役付取締役の呼称を新たに追加（最高経営責任者（ＣＥＯ）及び最高執行責任者（ＣＯＯ）することから、現行定款第20条（代表取締役及び役付取締役）を変更、取締役会の招集権者及び議長を「取締役社長」から「予め取締役会が定める代表取締役」に変更することから、現行定款第21条（取締役会の招集権者及び議長）を変更、機動的な剰余金の配当が可能となるよう、現行定款第42条（剰余金の配当）を変更、配当金の除斥期間における配当金支払については付利を行わない旨、現行定款第44条（配当金の除斥期間）を変更及び平成26年４月１日付の株式分割の実施及び単元株制度の採用に伴い、会社法の規定に基づき、第7条（単元株式数）の新設と、所要の変更を行う。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役として、中村晋一、柴田励司、瀧谷知之、高橋義昭を選任する。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役として、福田優、木寅雅之、西澤滋史を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要素	決議の結果（賛成の割合）
第1号議案	35,090	126	－	（注）1	可決（99.6%）
第2号議案				（注）2	
中村 晋一	35,034	167	－		可決（99.5%）
柴田 励司	35,035	166	－		可決（99.5%）
瀧谷 知之	35,032	169	－		可決（99.5%）
高橋 義昭	35,014	187	－		可決（99.5%）
第3号議案				（注）2	
福田 優	35,022	179	－		可決（99.5%）
木寅 雅之	35,046	155	－		可決（99.6%）
西澤 滋史	35,045	156	－		可決（99.6%）

（注）１．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。

２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以　上